

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「CSR委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、「倫理方針」「倫理規程」を制定し、取締役・使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務執行にあたるよう研修等を通じて指導する。また、社内通報制度により、取締役・使用人が社内の不正行為、違法行為および犯罪的行為等を通報し、会社はそれに対し適切な対応をとる。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

リスク管理の推進については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」を制定し、各部門が有するリスクの把握、分析、評価を行い、適切な対策を実施する。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要な決定事項については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、各年度予算・全社目標を設定する。各部門においては、その目標に向け具体策を立案し、実行する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令および社内規程に基づき、「株主総会議事録」「取締役会議事録」等の取締役の職務の執行に係る文書等の保存および管理を行う。

また、取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

4. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

5 . 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席する。代表取締役、業務執行を担当する取締役・使用人は、それらの会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

また、取締役・使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役・使用人による違法または不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

6 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役・使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。また、常勤監査役は、主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるペガサス監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。